

令和元年度

# 高齢者の火災予防について

長崎市消防局予防課

## 内 容

- ▶ 1 火災と法令規制強化
- ▶ 2 防火管理について
- ▶ 3 消防訓練の実施について
- ▶ 4 住宅防火対策について

# 1 火災と法令規制強化

## 近年の福祉施設等における主な火災

発生年月	火災	死者	負傷者	出火原因
平成18年 1月	長崎県大村市グループホーム火災	7人	3人	ライターによる着火の可能性
平成21年 3月	群馬県渋川市老人ホーム火災	10人	1人	不明
平成22年 3月	札幌市グループホーム火災	7人	2人	1階食堂の石油ストーブの天板上に綿製品が接触により着火
平成25年 2月	長崎市グループホーム火災	5人	7人	2階居室の加湿器から着火(リコール)
平成25年10月	福岡市診療所火災	10人	5人	1階処置室の電気機器の電源プラグからの過熱ショートの可能性

## 法令規制強化

火災	法令改正		
	SP	自火報等	防火管理
長崎県大村市グループホーム火災	福祉施設の一部 1,000m <sup>2</sup> →275m <sup>2</sup>	福祉施設の一部 自火報 300m <sup>2</sup> →0m <sup>2</sup>	福祉施設の一部 30人→10人
長崎市グループホーム火災	福祉施設の一部 275m <sup>2</sup> →0m <sup>2</sup>	福祉施設の一部 火災通報装置の自火報連動 起動の義務化 (6項口)	—
福岡市診療所火災	病院等の一部 3,000m <sup>2</sup> →0m <sup>2</sup>	病院等の一部 火災通報装置 500m <sup>2</sup> →0m <sup>2</sup>	—

## 2 防火管理について

建物の用途	6項ロ	6項ハ	備考
防火管理者	収容人員 <b>10人</b> 以上 (従業員+要保護者数)	収容人員 <b>30人</b> 以上 (従業員+要保護者数)	○従業員数 →1日に勤務する最大数  ○要保護者 →老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者等
消防計画	収容人員 <b>10人</b> 以上 <b>必須</b>	収容人員 <b>30人</b> 以上 <b>必須</b>	○目的 →点検等による火災の未然防止 →火災発生時の被害を最小限に抑える
訓練	収容人員 <b>10人</b> 以上 <b>年2回以上</b>	収容人員 <b>30人</b> 以上 <b>年2回以上</b>	○消火訓練及び避難訓練の実施 ○消火訓練及び避難訓練を実施する前に消防機関へ連絡する
防災物品の使用	<b>必要</b>	<b>必要</b>	○カーテン・のれん（1m以上） ○布製のブラインド ○じゅうたん（2㎡以上）

### 消防用設備等の自主点検

避難口誘導灯のある扉の前や消火器、屋内消火栓設備が設置してある場所には、物を置かないようにする。

### 火気使用設備等の点検

コンロを使用した後は元栓を締め、火気設備の付近に可燃物を置かないようにする。

### その他の点検

建物の周知には、可燃物を置かない。

コンセントは、こまめに清掃する。

テーブルタップは、表示された消費電飾を超えない範囲で使用する。

入居者の電気器具の使用状況を確認し、適正な使用をする。

# 避難通路の維持管理

## 1 廊下、階段、避難口の管理

- (1) 支障になる物件が放置されていないか
- (2) 避難の妨害となる設備が設置されていないか
- (3) 避難口に設ける戸は、容易に開錠するか



## 2 防火戸（防火シャッター）の機能

- (1) 閉鎖障害となる物件がないか
- (2) 随時閉鎖又は作動することができるように機能を有効に保持しているか



物件とは、ロッカー、大量のビールケース、ゴミ袋、古新聞、古雑誌、ダンボール箱等をいいます。

# 防火管理に関する届出

## (1) 防火管理者選任（解任）届出

人事異動等で防火管理者が未選任とならないよう確認する。  
選任・解任時届出が必要

## (2) 消防計画作成（変更）届出

内容が変更される場合は、都度届出が必要。  
防火管理者選任（解任）時に内容確認を実施

※消防訓練の届出の必要はありませんが、実施する前に消防機関へ連絡すること。

※各種様式については、長崎市消防局HP（予防関係様式）に公開中

### 3 消防訓練の実施

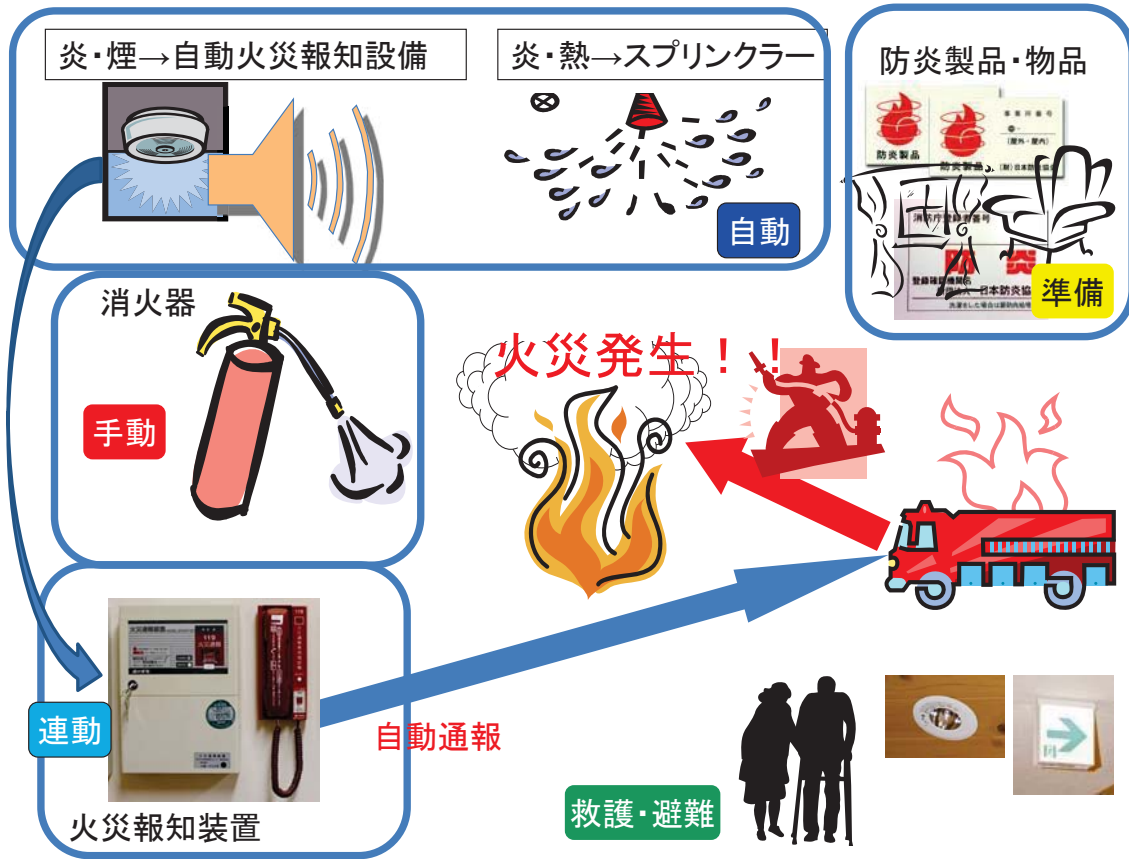
#### 主な火災発生後の施設職員の初動対応

		出火原因	職員による初動対応
H18	大村市 グループホーム	マッチ ライター	消火：試みたが断念 通報： <b>県道を走行中の運転手</b> 避難： <b>職員による避難誘導は行われていない</b>
H22	札幌市 グループホーム	ストーブ	消火：試みたが断念 通報：屋外へ避難した後、所持していた 携帯電話で職員が通報 避難： <b>職員による避難誘導は行われていない</b>
H25	長崎市 グループホーム	加湿器	消火：行われた形跡なし 通報：なし（通行人により行われた） 避難： <b>有効に行われなかったと考えられる</b>

## 火災発生時の初動対応は どうすれば良いのか？



定期的に訓練をしましょう。<sup>10</sup>



消防庁資料より

### 自力避難困難者が利用する施設における一時待機場所への水平避難訓練マニュアル

自力避難困難な者が利用する施設のうち、避難上有効なバルコニー等又は防火区画が設置されていないものにおいて、夜間等に火災が発生した際に、利用者等に比べて少ない職員等で当該利用者棟の安全確保を図るために、**火災時に一時的に退避することが可能な屋内の場所**(以下、「一時避難待機場所」という。)への**水平避難**による実践的な訓練の方法が示されている。

平成30年3月総務省消防庁作成

## 1 一時待避場所の設定

一時待避場所は、下記の事項を考慮して階段ホールや居室に設置します。

- 一時待避場所と廊下との間には、戸が設置されていること。
- 上記の戸にガラリ等の換気用の開口部がある場合は、ガラリ等の上端の位置が戸の高さの3分の1以下であること。
- 煙に対する一時待避場所の安全性の向上のため、上記の戸の隙間には気密ゴムを貼付することが望ましい。
- 上記の戸と廊下との間の隙間を塞ぐためアルミテープ等の不燃性のテープを用意すること。

吊り引き戸の隙間への気密ゴムの設置例



①上枠及び召合わせに設置した気密ゴム

②戸下部に設置した気密ゴム

- 消防機関により救助活動が円滑に行われるよう、一時待避場所には消防機関との連絡手段として電話を設置すること。
- 居室を一時待避場所とする場合は、消防機関による円滑な救助活動ができるよう、屋外に面した窓等（幅及び高さが各50cm以上）があること。
- 階段ホールを一時待避場所にする場合でも、開口部が50cm以上が望ましいこと。
- 一時待避場所に接続する廊下には屋外に面した窓等（1m×1m以上）が設けられていることが望ましいこと。
- 火災室となることが想定されるすべての居室と廊下の間に、戸が設置されていること。
- 居室が火災室となることを想定して二方向避難ができるように、同じ階に二カ所の一時待避場所を設定すること。
- 一時待避場所は、そこに一時待避が想定される利用者の人数、状態等に適した広さがあること。

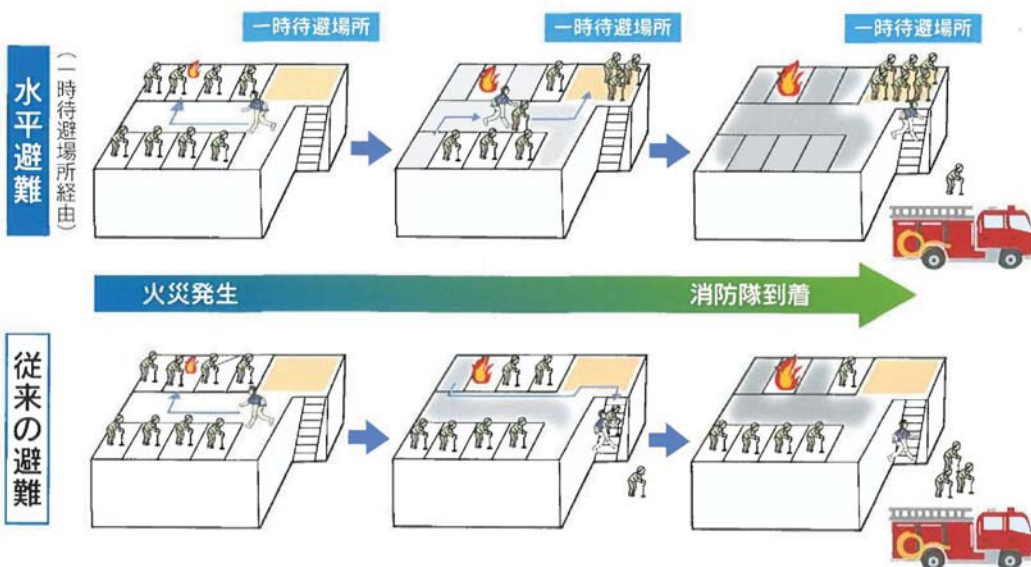


消防庁資料より

## 従来の避難方法との違い

一時待避場所の要件のイメージ

- ① 通報から消防隊による救出までの間、危険な状態にならないこと
- ② 消防隊による救出作業が困難な場所でないこと（「進入の容易さ」「活動の安全」「延焼のしにくさ」を考慮）。
- ③ 外部との連絡が可能であること。



消防庁資料より

# ■ 一時待避場所を活用した訓練の実施

## 火災発生時の一時待避場所を活用した基本的な行動

火災発生時に職員が行動できるよう、図上訓練等を通じ具体的な内容を検討し、実際に行ってみましょう。

### ① 火災の覚知と現場の確認

自動火災報知設備の鳴動後、直ちに火災の発生場所を確認する。そして消火器を携行して火災現場の状況を確認しに行く。



消防庁資料より

15

### ② 火災室からの退避と初期消火

火災を確認した場合は、「火事だー!」と2回叫び、付近の利用者に火災であること、避難すべきことを知らせるとともに、火災室から利用者を退避させる。携行した消火器により初期消火を行う。



消防庁資料より

16



### ③ 火災室の戸の閉鎖

廊下の煙や CO<sub>2</sub> 濃度を抑えるため、火災室からの退避及び初期消火終了後、直ちに火災室の戸を閉鎖する。



### ④ 廊下の開口部の開放

廊下の煙や CO<sub>2</sub> 濃度を抑えるため、廊下の開口部を開放する。



消防庁資料より

17

### ⑤ 火災室から一時的に退避させた自力避難困難な方の避難誘導

- (ア) 火災室から退避させた自力避難困難な方を一時待避場所へ避難させる。
- (イ) 車椅子やストレッチャー等を使用する方の場合は、一時待避場所において車椅子等が渋滞し、避難の支障とならないよう避難誘導する。
- (ウ) 一時待避場所に面して屋外のバルコニー等が設置されている場合は、バルコニー等への出入口を解錠する。



消防庁資料より

18

## ⑥ 火災室以外の利用者の避難誘導

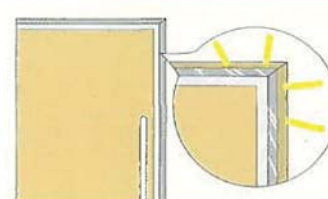
- (ア) 火災室以外の利用者等を避難させる際、火災室を通過しないように避難させる。
- 火災室以外の利用者が自力避難困難な場合は、一時待避場所に避難させる。
  - 火災室以外の利用者が自力避難可能な場合は、職員が「火事だ！○○○へ避難してください」と大声で叫んで、自力で施設の外まで避難させる。
- (イ) 火災室以外の居室の戸や防火戸は可能な限り閉鎖する。避難が完了している部屋はその旨の表示等を行うことが望ましい。
- (ウ) 一時待避場所へ移動した際、屋外に面した窓等がある場合は開放する。
- (エ) 立ち入ることができるすべての場所を確認し、最後に出火階の利用者が全員、施設の外または一時待避場所へ避難したことを確認する。また、アルミテープ等により戸と廊下との間の隙間を塞ぐ。
- (オ) 火災室が存在する階の利用者の避難誘導を優先し、その後、出火階以外の階の利用者の避難誘導を行う。



吊り引き戸の隙間へのアルミテープの貼付例



アルミテープ



消防庁資料より

## ⑦ 一時待避場所からの避難誘導等

- (ア) 消防機関に一時待避場所の位置、出火場所、避難の状況等について電話により連絡をする。
- (イ) 一時待避場所から安全に屋外まで避難させることが可能な場合は、消防隊が到着するまでの間、自力避難困難な方を一時待避場所から施設の外まで順次避難させる。



## ⑧ 消防隊への情報提供

避難状況（一時待避場所への避難者数、屋外の地上までの避難者数等）を把握し、駆け付けた消防隊に対して、出火状況、避難状況、危険物の有無等の情報提供を行う。



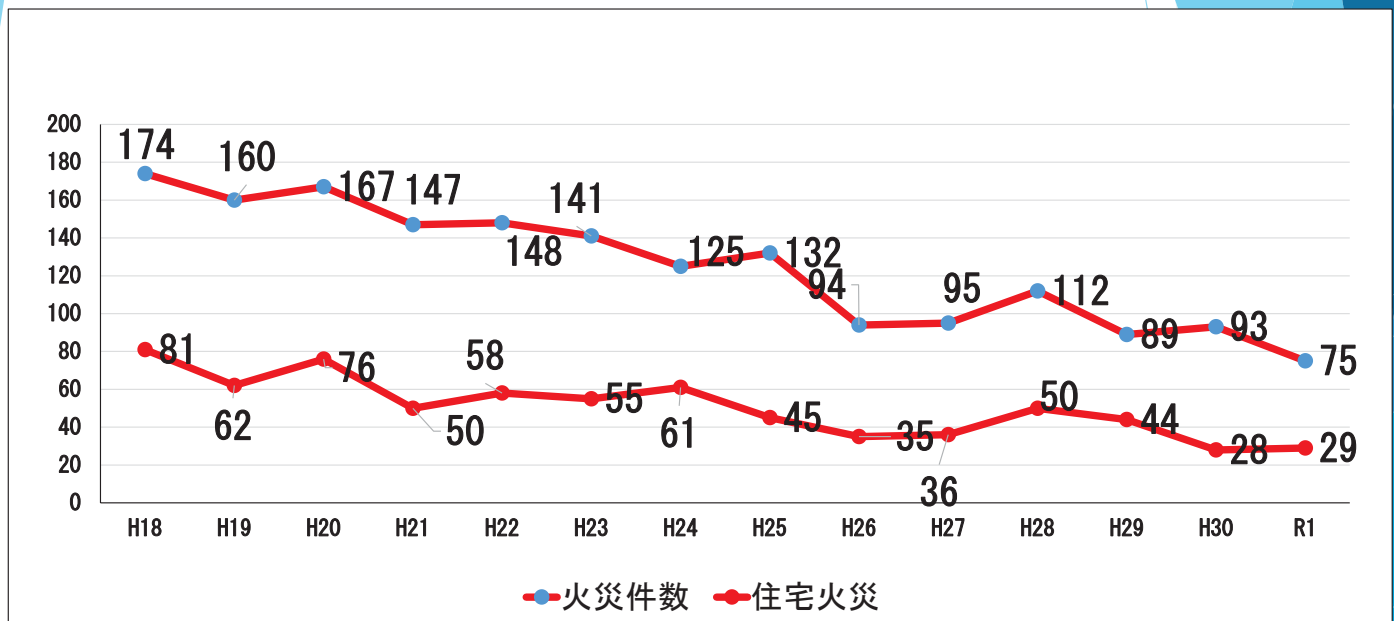
消防庁資料より

## 4 住宅防火対策

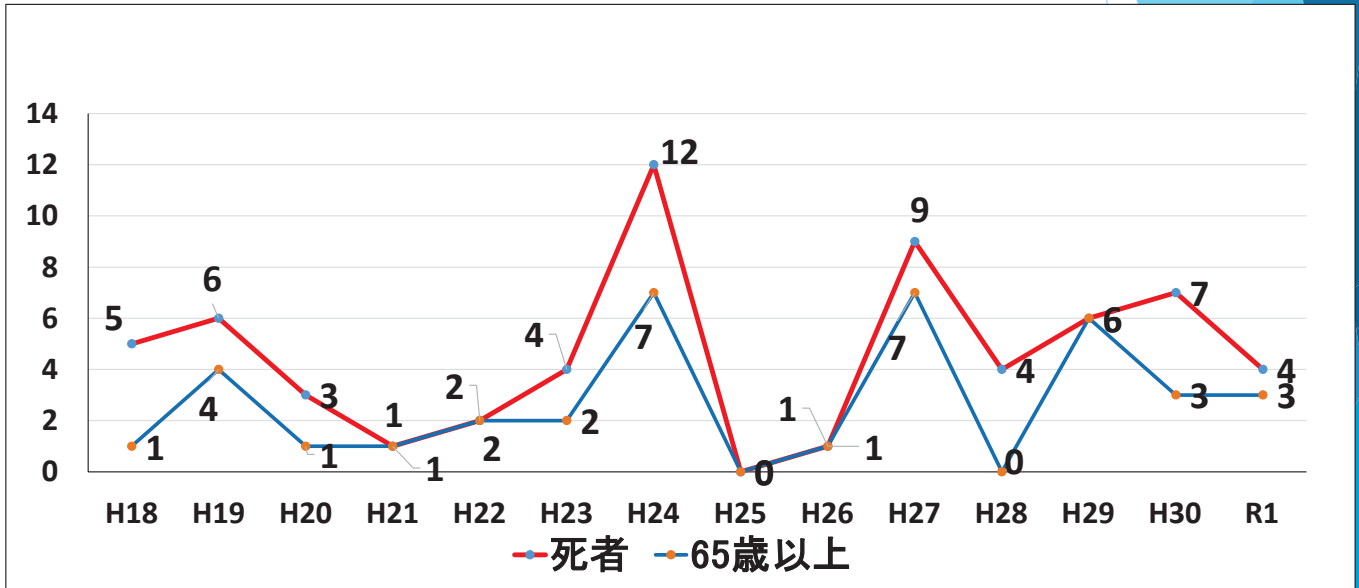
	火災件数	建物火災※	住宅火災	死者数 (高齢者)
令和元年	75件	49件	29件	4人(3)
平成30年	93件	49件	28件	7人(3)

※建物火災とは(一般住宅・アパート・事業所・倉庫など)

### 平成18年からの長崎市住宅火災発生状況



## 死者数及び65歳以上の死者数



## 長崎市の住宅火災の主な出火原因

	1位	2位	
R1	<b>こんろ (食油発火含む) 6件</b>	<b>電気器具・配線 5件</b>	<b>たばこ 5件</b>
H30	<b>たばこ 5件</b>	<b>1位 こんろ (食油発火含む) 5件</b>	<b>電気器具・配線 5件</b>
H29	<b>1位 電気器具・配線 8件</b>	<b>2位 放火・放火疑い 7件</b>	<b>3位 たばこ 6件</b>

# 皆さんへのお願い

次の防火チェック表を確認してください。

今一度、適正な使用の確認を!!

火災から守るために やって みよう 「防火診断」

<p><b>ストーブ ファンヒーター</b></p>  <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 燃えやすいものを近くに置かない。</li><li><input type="checkbox"/> 必ず火を消してから給油する。</li><li><input type="checkbox"/> 洗濯物の乾燥に使用しない。</li></ul>	<p><b>たばこ</b></p>  <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 吸ったばこは、絶対にしない。</li><li><input type="checkbox"/> 水にぬらして吸殻を捨てる。</li><li><input type="checkbox"/> 吸殻を灰皿にためない。</li><li><input type="checkbox"/> 空き缶などを灰皿の代わりに使用しない。</li></ul>
<p><b>こんろ</b></p>  <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 調理中に離れない。</li><li><input type="checkbox"/> 周囲に燃えやすいものを置かない。</li><li><input type="checkbox"/> 防災製品のエプロンやアームカバーを使用する。</li></ul>	<p><b>電気器具 配線</b></p>  <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> タコ足配線はしない。(決められた容量内で使用する)</li><li><input type="checkbox"/> コンセントは定期的に清掃する。(ほこりをためない)</li><li><input type="checkbox"/> 家具などの下敷き、折れ曲がりには注意する。</li></ul>
<p><b>ローソク</b></p>  <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 火をつけたまま、その場を離れない。</li><li><input type="checkbox"/> 仏壇に燃えやすいものを置かない。</li><li><input type="checkbox"/> 着衣への着火にも注意する。</li></ul>	<p><b>放火</b></p>  <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 家の周りに燃えやすいものを置かない。</li><li><input type="checkbox"/> センサーライト等を設置して、家の周りを明るくする。</li><li><input type="checkbox"/> バイクなどのカバーは燃えにくい防火製品を使用する。</li></ul>

## あぶなか

# 火災の再確認!!

長崎市消防局からのお知らせ

あら電話  
火を消してから  
「もしもし」よ

なくそう火災  
死者ゼロに

外出前  
火の元確認  
大丈夫?

あ

ぶ

な

か

仏壇の線香 ローソク  
気にかけて

**《火災による死傷の状況》**

※火災発生時救助要請が019-119で発生した

年度	住宅火災	住宅以外
1025年度	2	1
1026年度	9	2
1105年度	5	1
1106年度	6	2
1107年度	9	1

**《火原因別死傷数》**

※火原因別(1)は原因不明火災の多いものを除く

火原因	死傷数
1 不明	1
2 ロケッソ	1
3 仏壇	3
4 電気	5
5 ストーブ	8

**注意しよう!**

◎火災による死者の**約8割**が住宅火災により発生しています。

◎死者のうち、**約3人に2人**が高齢者となっています。

お問い合わせ: 中央消防署(長崎県) 820-0119 / 北消防署(大浦町) 848-0119 / 南消防署(小倉3丁目) 879-6119 / 長崎市消防局(長崎県) 822-0429

## 住宅用火災警報器 設置後10年を目安に 交換しましょう!

早期発見

早期消火

早期通報

早期避難

住宅火災による死者を減らすことを目的に、皆さんの住宅に住宅用火災警報器を設置することが決められています。長崎市では、平成21年6月から全ての住宅へ設置が義務化されました。

### 設置した場合の効果 (長崎市消防局管内)

**住宅火災100件あたり**

設置前	設置後
12	7.8

死者数 1/3減

**住宅火災全損害割合**

設置前	設置後
30	15

全損害割合 1/2減

**交換の目安は、設置してから10年です!**

住宅用火災警報器は、古くなるにつれて感度の劣化や電池切れなどで、火災を感知しにくくなるため、交換が必要です。

**設置が必要な場所**

設置及び点検に障害がある場合は、隣接の天井部分等に設置が必要です。ただし、各戸が専らへお尋ねください。

### 定期的な点検確認の実施を!

**点検のポイント**

- 点検ボタンを押す
- 点検灯もきらびる
- ピーピー音が鳴ります
- レーダーレーダー音が鳴ります

設置してから10年以上経過している警報器は、電池交換ではなく本体交換をおすすめします。

**こんなときも交換しましょう!**

- 点検ボタンを押しても点検灯が点かないとき
- 点検灯が点くがピーピー音が鳴らないとき
- 点検ボタンを押しても音が鳴らないとき

### 設置しておいてよかった!

**寝たばから火災発生!!**

寝たばから火災が発生し、警報器が鳴りました。警報器で火災の発生を感知し、火災発生と同時に水消火器が作動しました。

**天ぷら油が燃え出して**

天ぷら油を加熱したままその場を離れたため、油が燃え出しました。警報器が鳴りました。警報器で火災の発生を感知し、水消火器が作動しました。

**仏壇のローソクが燃え移って**

2階居室で寝ていた男性は、1階にある仏壇の線香の煙が部屋から入り、隣接の天井部分から入り、水消火器が作動しました。

**他の場所でも火事です!**

火事です!火事です!

避難型もおすすめ!

避難型の住宅用火災警報器は、火災を感知すると自動的に避難型に動作しているすべての警報器が鳴り出して避難を知らせます。

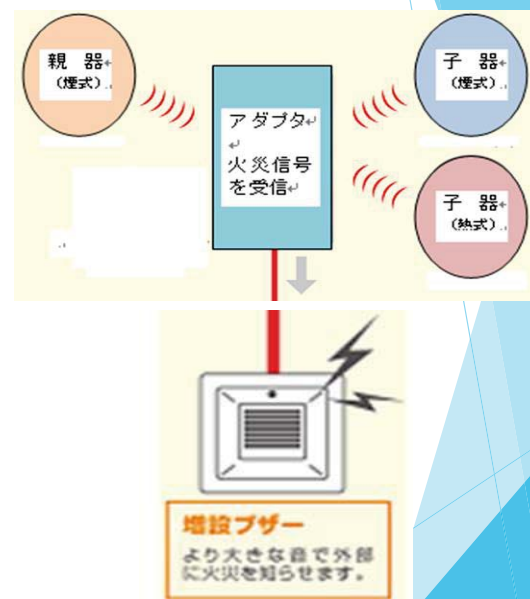
お問い合わせ  
中央消防署(長崎県)820-0119 / 北消防署(大浦町)848-0119 / 南消防署(小倉3丁目)879-6119 / 長崎市消防局(長崎県)822-0429

# 高齢者安心火災警報器給付事業

火災発生時に、部屋に設置した住宅用火災警報器からの警報を受信し、同時に屋外へ設置した警報ブザーが音を発し、火災発生を屋外へ知らせることができます。

- 住宅用火災警報器(煙・熱感知式):3台まで
- アダプタ(火災警報を受信):1台
- 屋外警報ブザー(ランプ付き):1台

※警報ブザーを屋外設置するため、壁に穴をあける電気配線工事が必要となります。  
(設置する前に、消防署による立会い調査を行います。)



29

## 対象者

一人暮らし等で心身の機能の低下により、  
防火の配慮が必要な高齢者等  
(ご本人を含む世帯全員の市民税が非課税であることが要件)

## 利用料

無料

(一部配線工事が発生した際は、自己負担となる場合があります)

※詳しくは、最寄りの総合事務所までお問い合わせください。

中央総合事務所:829-1428

東総合事務所:894-1247

南総合事務所 :898-7860

北総合事務所:814-3400

30

**防火訓練等については、お気軽に相談下さい。**

長崎市

中央消防署（興善町） 8 2 0 - 0 1 1 9

北消防署（大橋町） 8 4 8 - 0 1 1 9

南消防署（小ヶ倉3丁目） 8 7 9 - 6 1 1 9

消防局（興善町） 8 2 2 - 0 1 1 9